《法人化　編》

８．集落営農での法人化の必要性

なぜ、集落営農の法人化が必要なのですか？

２２年３月現在、島根県内には１１８の集落営農型の農業法人（うち特定農業法人９８）があり、地域農業の担い手として大きな役割を果たしています。

「集落で力を合わせ、地域農業を守りたい」、「加工や販売など経営を多角化したい」、「後継者となる優秀な人材を確保したい」など、これからの集落農業を維持発展させるには、「法人」という制度を活かし、力強い組織体制づくりと継続的な農業経営を実践することが必要となります。

また、１９年度からの「品目横断的経営安定対策」の実施以降、ますます集落営農組織の法人化が必要となっています。

【島根県における集落営農組織数】（平成22年3月現在、県農業経営課調べ）

	運営形態別組織数				農業法人	特定農業法人	特定農業団体
	計	共同利用型	作業受託型	協業経営型			
22年3月	５８０	２１３	１９４	１７３	１１８	９８	７９※
18年3月	５０９	１９４	２２７	８８	６４	５２	０

※特定農業団体に準ずる組織12を含む

【法人化・協業化のメリット】

①農地の利用集積が可能となり、人的、機械的な作業効率が向上
- ほ場からほ場への連続作業により、作業時間が短縮
- 米の個別仕分けが不要となり、乾燥・調製・保管等の作業効率が向上
- 水系ごとの団地化された水管理が可能（転作、水稲の品種ごとの団地化）

②経営の一本化、規模拡大で機械・施設の経費を大幅に削減

③農地の利用計画が柔軟となり、収益性を追求した農地利用が可能
- 団地化による転作作物の生産性向上

（例）大豆（飯南町・とんばら門、飯南町・大安伸）
麦（斐川町・あかつきファーム今在家）

④集落の様々な人材を活用した役割分担と経営の多角化が可能
- 園芸品目を導入した経営の多角化

（例）いちご、ぶどう（斐川町・あかつきファーム今在家）
センリョウ、なし、かき（大田市・いなぎ）
施設トマト（飯南町・ファーム木精）
- 女性労働力と地域資源を活用した加工

（例）味噌ほか（松江市・みのりの里講武）
パンほか（津和野町・つつみだファーム）
みそ、梅加工品（雲南市・ファーム神代）
- 高齢者労働力を活用した産直野菜の生産
- 退職者などの活用で土日以外でも作業が可能

⑤個々に後継者がいなくても集落・法人で農地の維持管理が可能

⑥法人の構成員や従業員の中から意欲ある後継者を確保することが可能

(例)法人の従業員としてＩターンを受け入れ（飯南町・ファーム木精）

９．集落営農での法人化のメリット

集落営農組織（任意組合）を法人化するメリットは何ですか？

平成１９年度から「品目横断的経営安定対策」が実施されましたが、この対策の対象者は認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織とされました。

平成２２年度からの戸別所得補償制度ではこれまでの担い手集中的な支援の流れが少し緩和されたのですが、集落営農組織はこれまでどおり担い手としての位置づけられ法人化はその手段として益々重要となります。

①　任意組合には限界があります

任意組合は個人経営の集合体であり、法的には農業者としての権利が与えられませんので、組織の責任は個人が負うことになります。

そのため、任意組合では機械更新のための積み立てや農地を預かることができません。高齢化や後継者の不在により農業ができない人が増えており、継続的に機械を更新し、集落内の農地を守る受け皿としても、法人化（生産法人）が必要です。

【任意組織と法人組織の相違点】

	任意組合	法　人
事業内容	○個人農家の共同事業 ○事業内容： ①機械・施設の共同利用 ②農作業受託 ③協業経営(共同計算) ※農地の賃貸借及び所有は不可	○法人として事業を実施 ○事業内容： ①農業（機械の共同利用、農作業受託、農業経営） ②関連事業 ※農地の賃貸借及び所有が可能
剰余金の繰り越し	○次年度への繰越（機械更新の積み立て）はできない ※単年毎に個人へ配分	○次年度への繰越が可能 ※機械更新等の積み立てが可能
税務申告	○各農家で税務申告（所得税等）	○法人で申告（法人税等） ※構成員への賃金・配当金等は各　農家で税務申告（所得税等）

②　農地と労力の有効利用が可能となります

米価が下落する中で、農業所得を増やすには協業経営化・法人化によって、より一層のコスト低減を図るとともに転作の団地化等の集落内農地の有効利用、集落の余剰労力を活かした園芸や農産加工等を取り入れた経営の多角化が必要になります。

集落の農地や労力の有効利用は個人ではできませんが、法人化により農地と労働力を共同管理できる仕組みがあれば可能となります。

また、集落には専門的な技術や知識のある多様な人材（経理事務、販売営業、機械整備、

機械の運転など）があり、こうした人材を法人経営に活用することにより有利な経営が展開できます。

(参考)法人と任意組織の税務上の取り扱いの違い

		農業法人	任意組織	
			人格のない社団	任意組合
課税の基本		団体(法人)課税	団体(法人)課税	構成員課税(事業所得の赤字は損益通算)
組織の利益への課税	課税される税金	法人税課税	収益事業のみ法人課税(農業は非収益事業のため非課税、作業受託は請負業で課税)	所得税課税(構成員が個人の場合)
	経理の特徴		非収益事業の区分経理が必要	損益分配計算が必要
	内部留保の特徴	認定農業者・特定農業法人の農業経営基盤強化準備金	非収益事業は非課税	特になし（内部留保できない）
消費税課税	課税の原則	基準期間(前々年事業年度)の課税売上高が1千万円超なら課税事業者	同左	組合員全体の課税売上高にかかわらず構成員課税。免税の組合員については消費税負担なし。
	仕入税額控除の制限	全額控除	交付金等の補助金相当額の仕入税額控除は不可（注）	構成員段階で仕入税額控除(免税の場合は控除不可)
分配への課税	構成員の出役賃金への課税	給与所得(最低年65万円の給与所得控除)	同左	原則として事業(農業)所得
	収益分配への課税	現金等の分配に対して配当所得課税 従事分量配当制は、組合員の農業所得へ課税	現金等の分配に対して雑所得課税	現金等の分配に関係なく按分所得に農業所得課税
	精算分配への課税	現金等の分配に対して配当所得課税	現金等の分配に対して一時所得(年50万円の特別控除)	現金等の分配に関係なく譲渡所得(年50万円の特別控除)等

（注）消費税法第60条(国、地方公共団体等に対する特例)に基づく特定収入に係る仕入税額控除の制限による。

１０．法人化の一般的なメリット・デメリット

法人化には、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか？

法人化には、下の表にあるようなメリットがあるといわれています。ただし、法人化するに当たっては、なぜ法人化するのか、その意義や目的を明確にすることが大切です。補助金や融資制度、税制上の優遇措置など目先の利益にとらわれるのではなく、将来的なビジョンや経営内容を見据えて、自らの経営努力を積み重ねていく中に、法人化による様々なメリットが追い風となって現れてくると考えてください。

法人化によって「何かが変わる」のではなく、「何を変える」のかに意識を置くことが重要なポイントです。

【制度上のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
社会補償制度	①社会保険（医療・年金保険）、 労働保険（労災・雇用保険）の適用により、従事者の福利が増進される ②就業規則の制定が義務づけられ（雇用10人以上）、就業条件が整備される	①社会保険制度を導入すれば、各保険等の掛金を支払わなければならない ※掛金の最大目安は支払給与の100分の35 ②就業条件を活かすには、計画的な労務管理等が必要
税制	①法人税制の適用 ・定率課税（所得税は累進課税） ・欠損金の７年間繰越控除（個人は３年間） ・損金算入の範囲が広い ※役員報酬、退職金支給、交際費等 ②税制特例 ・農事組合法人で農業生産法人の場合、事業税（地方税）は非課税 ・確定給与を支払わない農事組合法人の場合従事分量配当、利用分量配当は損金算入 ・認定農業者、特定農業法人は農業経営基盤強化準備金の積立可能	①県民税、市町村民税の納税義務が生じる ※均等割は赤字でも負担 ・県民税（均等割）２万円 ・市町村民税（均等割）４～６万円 ・所得に対して法人税割の課税 県民税　5% 市町村民税　14.7%
制度資金	①貸付枠の拡大 ・農林金融公庫資金　　・農業近代化資金	
農地の取得	②農地の権利取得が可能 ・経営委譲の受け皿となりえる	

【経営・運営上のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
経営管理	○複式簿記記帳により経営内容を把握することができ経営管理の徹底が図られる	●複式簿記の作成が義務づけられ、会計処理、法人税申告書作成等に労力と費用を要する
対外信用力	○対外信用力の向上 ・金融機関、取引先 ・地域内	●法的な諸制度に縛られることになる
人材の確保	○新規就農者の受け皿　→　経営継承の円滑化 ○幅広い人材確保 →経営発展の可能性増大	●人事や労務が煩雑さと人間関係のトラブルが懸念される

１１．農業法人とはどのようなもの

「農業法人」とはどのようなものをいうのでしょうか？

「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。

「法人」とは、法律に基づき、団体に法律上の「人格」を与えられたもので、一般の人間（自然人）と同じように法律上の権利・義務の主体となることができます。

また、農業法人は、制度の面から「会社法人」と「農事組合法人」に分けることができます。

【農業法人の分類】

○農事組合法人（組合の形態をとるもの）

農業協同組合法により規定される法人で、農業経営等を法人化するため、農業独特のものとして設けられたもので、「組合員の共同利益の増進」を目的とする、いわば協同組織的性格を有しています。

なお、農事組合法人は、農業に係る共同利用施設の設置を行う法人(１号法人)と農業の経営を営む法人（２号法人）の分けることができます。

○会社法人（会社の形態をとるもの）

会社法により規定される「営利の追求」を目的とする法人で、株式会社が代表例としてあげられます。

なお、会社法人については１８年５月１日から施行された「会社法」により有限会社と株式会社の一本化等大幅な見直しが実施されました。

【会社法人制度の見直し】

平成１８年５月１日から「会社法」が施行され、下記のように従来の会社制度が大幅に見直されました。

① 株式会社と有限会社を１つの会社類型(株式会社)に統合
② 有限責任者社員のみで構成される新たな会社類型、合同会社（ＬＬＣ）の創設
③ 最低資本金制限の撤廃　※従来は有限会社３００万円、株式会社１０００万円
④ 柔軟な機関設計や設立手続きの簡素化など機動性・柔軟性が向上

【農事組合法人と合同会社・株式会社の比較】

		農事組合法人	株式会社	合同会社
根拠法		農業協同組合法	会社法	
目的		共同利益の増進	利益の追求	
事業		農業及び農業関連事業に限定 ①共同利用施設の設置、農作業の共同化 ②農業経営 ③関連・附帯事業	特に規定無し（事業一般）	
構成員	資格	農民、定款に定める者(JA,作業委託者、産直を行っている個人等)	特に規定なし	
		農業生産法人の場合は、農地法の要件を満たす必要がある		
	人数	３人以上	1人以上(上限なし)	
出資と経営の関係		出資者と経営者が原則一致	出資者と経営者が分離	
意志決定		1人1票制による総会の議決	1株1票制による株主総会の議決	原則全員一致(定款で変更可)
役員		①理事1人以上(必置、組合員のみ) ②監事(任意、組合員外も可)	①取締役3人以上(必置、株主外も可)。 ただし、株式譲渡制限会社には3人以上との定めはない ②監査役(任意、株主外も可)	①業務執行社員(任意)
雇用労働力		組合員(組合員と同一世帯の者を含む)以外の常時従事者は2/3以下	制限なし	
資本金		特に定めなし	制限なし	特に定めなし
配当方法		利用分量配当、従事分量配当、出資配当	株主への利益配当(定款により出資によらない方法も可)	定款により自由に定める
決算公告		公告義務なし	公告義務あり	公告義務なし
法人税		①構成員に給与を支給しない法人（農業協同組合等） 22% ②構成員に給与を支給する法人 右記、会社法人と同じ	①資本金1億円超の法人　30% ②資本金1億円以下の法人 年所得800万円超　30% 年所得800万円以下　22%	
事業税		①農業生産法人の行う農業(耕種農業)は非課税 ②農業以外、農業生産法人以外は課税 1)協同組合等 年所得400万円超　6.6%　400万円以下　5% 2)協同組合等以外　右記会社法人に同じ	①資本金1億円超の法人　外形標準課税 ②資本金1億円以下の法人 年所得800万円超　9.6% 年所得400万円超800万円以下　7.3% 年所得400万円以下　5%	
設立時登録免許税		非課税(農協法に基づく登記)	資本金の1000分の7 最低額15万円	資本金の1000分の7 最低額6万円
組織変更		株式会社に変更可 合同会社に直接変更不可	合同会社に変更可	株式会社に変更可
			農事組合法人への変更不可	
特徴		組合員の平等性を尊重 事業が農業関連に限限定	対外的な信用力が向上、機動的な運営と発展が期待できる	意志決定は原則全員一致、内部ルールが自由
想定されるタイプ		集落1農場型	集落1農場型 担い手グループ型	担い手グループ型

１２．農事組合法人について

農業協同組合法（農協法）に基づく農事組合法人は、「組合員の共同の利益の増進を目的」とする組合法人です。農業生産法人と認められる農事組合法人は、農業経営を行う「２号法人」に限られます。

農事組合法人では、「組合員」と称する３人以上の農民が資本金を出資して設立し、「組合員」の中から選任された農民である１人以上の理事が運営にあたります。議決は１人１票の平等主義をとっています。

○農事組合法人の特徴

根拠法	農業協同組合法　（第72条）
目　的	組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進する。
事　業	農事組合法人の事業は、原則「組合員の農業経営に関連する事業」に限られる。具体的には次の事業の全部又は一部を行うことができる。 ○１号事業 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業 １号事業の員外利用は員内利用分量の5分の1を超えないこと ○２号事業 農業の経営（その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。） 「農林水産省令で定めるもの」とは ・農畜産物の貯蔵、運搬又は販売（他の農家が生産したものを含む） ・農業生産に必要な資材の製造（他の農家等への販売を目的としたも　のを含む） ・農作業の受託 非出資組合は２号事業を行えない ○１，２号事業に附帯する事業 附帯事業とは、施設・機械の有効利用により行う事業で、民宿、農業土木、造園、除雪、組合員の農産物を取り扱う農産物直売所など
員外従事	２号事業を行う農事組合法人に常時従事する者のうち、組合員及びその家族以外の者の数は、常時従事者の２／３以内
構成員	組合員資格者 １号法人 農民で定款に定めるもの 「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。 ２号法人 ①～④に該当し定款に定めるもの ①農民 ②組合（農業協同組合、同連合会） ③法人に農地を現物出資した農地保有合理化法人 ④法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与するもの（法人事業関連者） 円滑化に寄与するものとは，特許権や実用新案権の実施権の許諾，新商品や新技術の開発・提供，育成者権の利用権の許諾に係る契約を締結したものをいう。 法人事業関連者及びみなし組合員を含め組合員数の１／３以内に限られる。少数のオペレータと多数の農地貸付者で構成する集落営農法人は注意を要する。 みなし組合員とは、農地等の権利を法人に移転したために農民でなくなった者、あるいは死亡した組合員（農地等の権利を法人に移転した者に限る）の農民でない相続人のこと。これらは農事組合法人との関係では農民として扱われる。

発　起	３名以上の農民 　設立後３人未満となって６ヶ月を経過した時は解散
出　資	現金出資、現物出資 出資額は１口均一で金額制限なし 一人の組合員の出資は、総出資口数の50／100以下
議決権	１人１票制による総会の議決
資本金	特に定めなし
利益準備金	定款で定める額に達するまでは、配当の金額に関係なく、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を利益準備金として積み立てる必要がある。
役　員	理事１人以上必置（組合員のみ） 監事は任意（組合員外からの選任可） 役員任期３年以内
持　分 譲　渡	出資組合の組合員は、組合の承認が必要。非組合員が持分譲渡を受けるときは、加入の例による必要がある。
組 織 変 更	株式会社に変更可能。合同会社へ直接変更不可。 　法人化の手引（管理運営編）に詳細あり

１３．株式会社について

会社法に基づく株式会社は、商行為又は営利行為を目的とする会社法人の一つで、資本を多く集められるように株式を発行する物的会社です。

株式会社では、「株主」と称する出資者が資本金を出資して設立し、株主又は株主以外の者の中から選任された１人以上の取締役からなる取締役会が運営にあたることとなります。

株式の譲渡は原則として自由ですが、農業生産法人になるためには、定款に株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定めがある株式譲渡制限会社でなければなりません。

議決は、原則１株１票ですが、議決権制限株式の発行が可能です。

○株式会社の特徴

根拠法	会社法　（第25条）
目　的	商行為その他の営利行為
事　業	制限なし　（農業生産法人になるには制限あり）
構成員	株主（有限責任を有する者） 人数１名以上 資格は特に制限なし（農業生産法人となるには構成員に制限あり）
出資	現金出資、現物出資 出資額は１株均一 一人当り出資制限なし
議決権	原則１株１票
資本金	制限なし
利益準備金	剰余金を配当する場合には、剰余金の配当により減少する剰余金の10分の１を利益準備金等として積み立てなければならない
役員	取締役会設置しない場合は取締役１名以上 取締役会を設置する場合は取締役３名以上、監査役又は会計参与１人以上 ※会計参与は税理士や公認会計士などの会計専門家がなることが可能 取締役は株主以外からも選任可
役員任期	取締役２年以内、株式譲渡制限会社は最長10年 監査役４年以内
持分譲渡	株主相互間の持分譲渡は自由、ただし、定款で取締役会の承認を要することを定めることが可能（農業生産法人は必須）

１４．合同会社について

合同会社は平成１７年６月２９日に可決成立（18年5月1日施行）した「会社法」により創設された新たな会社形態です。合同会社（日本版ＬＬＣ）とは、出資者の全員が有限責任社員でありながら株式会社のような機関設計（株主総会や取締役、監査役などを会社の機関）や株主の権利（株主平等の原則など）といった強制的な規定がなく、総社員の同意に基づいて会社の定款変更や会社の意思決定ができるなど迅速な会社運営が可能であり、小規模企業に最適な会社組織です。

○合同会社の特徴

根拠法	会社法　（第575条）
目　的	商行為その他の営利行為
事　業	制限なし　（農業生産法人になるには制限あり）
構成員	社員（有限責任を有する者）１人以上（上限なし） （農業生産法人となるには構成員に制限あり）
出　資	現金出資・現物出資 出資額は１口均一
議決権	原則全員一致（定款で変更可）
資本金	制限なし
役　員	業務執行社員（任意）
その他	定款の認証や出資金の保管証明などは不要

１５．組織体制による集落営農法人の分類

集落営農を法人化する場合、どのような組織形態が考えられますか？

集落営農の法人化と言っても集落全体で法人化する「集落１農場型」やオペレーター等の担い手組織で法人化を行う「担い手グループ型」等いくつかの方法があります。担い手や運営方式など集落にあった法人化が必要です。

①　集落１農場型

集落全体で法人化を行い、法人の構成農家と法人で利用権設定または作業受託を行います。県内で最も多いタイプです。

法人構成員：集落全体
農家の役割：出資、農地の提供、労力提供（ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ、水管理等の一般管理）等
機械の所有：法人（＝集落）
経営の方法：農業経営(利用権設定)
　　農作業受託

②　担い手グループ型

農地の利用調整、作業受委託の調整、転作等の作付調整は集落全体（営農組織）で行い、作業オペレーター等のグループで法人化します。集落農家と法人で利用権設定を行うかまたは作業受託を行います。

法人構成員：オペレーター等
集落の役割：農地の利用調整、作業調整、労力提供（補助作業、水管理等）等
機械の所有：営農組織(法人へリース)
経営の方法：農業経営(利用権設定)
　　農作業受託

③　大型農家連携型

集落内に認定農業者等の大型農家がいる場合、大型農家を法人のオペレーター等に活用するなどし、当面は法人経営と大型農家個別経営の２つの経営を行い、将来的には大型農家が中核を担う（専従者）法人をめざします。

構成員：集落全体
集落の役割：農地の利用調整、作業調整等
大型農家の役割：法人オペレーター
経営の方法：農業経営(利用権設定)
　　農作業受託

１６．集落営農での法人形態

集落営農を法人化する場合どのような法人形態が考えられますか？

参加農家数が多く、営利より集落の維持や共同意識が強い「集落一農場型」の場合は農事組合法人、参加農家数が少なく、法人としての営利を主目的とする「担い手・オペレーター型」の場合は株式会社などの会社法人の形態を選ぶ場合が一般的です。

【タイプ別法人形態の比較】

	農事組合法人	会社法人(株式会社・合同会社)
特徴	議決権：１人１票制 ※集落営農の議決方法と同様の運営方法であるため、集落一農場型で採用しやすい。	〔合同会社〕 議決権：原則全員一致(定款で変更可) 出資者：１人以上、上限なし ※総社員の同意に基づいて定款変更や会社の意思決定ができる等、迅速な会社運営が可能、小規模企業に適する。 〔株式会社〕 議決権：１株１票制 ※均当出資による議決権の均等に配慮するなどにより集落営農と同様の運営が可能である。
労働報酬所得	剰余金処分：従事分量配当可能 ※組合員への従事分量配当は税務上「農業所得」となり組合員の多くが兼業農家の場合に効果的である。	法人からの給与は兼業農家の場合「従たる給与」として確定申告が必要 勤務先からは、アルバイトと見なされる可能性があり事情について理解が必要となる。
構成員の労災保険	従事分量配当は税務上、農業所得であり、組合員は「労働者」でないことから、労災保険には加入できない。	給与支払いの実態があり労働者の判断ができることから、労災保険への加入が可能。
想定される集落営農タイプ	〔集落一農場型〕 農地の出し手、受け手含め集落全体が法人化 ※農地の出し手と受け手の両方が法人の構成員となり、法人の総会などが集落の合意形成の場となる。農地の出し手に法人経営における地代水準等について理解をしてもらうことが重要。	〔担い手・オペレーター型〕 特定の担い手が集団が法人化 ※集落内の一部の担い手(オペレーター等）が法人を設立し、構成員として営農することになるが、集落を基盤とした営農である限り、集落の合意形成が不可欠。そのため、集落の合意形成の場として従来からある任意組織を存続させる事例が多い。
設立事例	(農)みのりの里講武(松江市) (農）三森原(奥出雲町) (農)あかつきﾌｧｰﾑ今在家(斐川町) (農)ひじきﾄﾞﾘｰﾑ(美郷町) (農)ﾋﾞｺﾞﾙ門田(浜田市) (農)おくがの村(津和野町）など	(株)ﾌｧｰﾑ木精(飯南町) (有)金山ｸﾞﾛｰｶﾙ(出雲市) (有)ｸﾞﾘｰﾝﾜｰｸ(出雲市)など

【集落営農法人化フロー図】

１７．農業生産法人と特定農業法人

農業生産法人と特定農業法人はどのような法人ですか、どこが違うのでしょうか？

農事組合法人や株式会社などの会社法人は、農地の権利取得や地域農業とのかかわりなどにおいて特定の要件を満たすことで農業生産法人や特定農業法人となることができます。

農業生産法人

「農業生産法人」とは、農地法で規定された農業法人で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人です。

農業生産法人になるためには、農事組合法人（農業経営を行うもの＝２号法人）、株式会社（株式の譲渡制限を定めるもの）、合同会社、合名会社、合資会社において、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）をすべて満たす必要があります。

これまで株式会社については、基本的に耕作者主義と株式の自由譲渡性が相容れないため、農地法の創設時から認められてきませんでしたが、農業経営の活性化や経営形態の選択肢を広げる趣旨から、平成１２年の農地法改正により、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めをするものに限って認められています。（株式譲渡制限については、全ての株式について取締役の承認を受けるものであることを要します。）

特定農業法人

「特定農業法人」とは農業経営基盤強化促進法により創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において、集落の話し合いに基づいて作成される特定農用地利用規定に担い手（農地の過半を集積）として位置づけられた農業法人のこといいます。（農業経営基盤強化促進法第23条第４項）。

以前は農業生産法人でなければ特定農業法人となることができませんでしたが、平成21年の農地法改正で農地の貸借規制の見直しが行われたことに伴い、農業生産法人でなくても農業を営む法人であれば認定されるようになりました。

１８．農業生産法人の要件

農業生産法人になるための要件は何がありますか？

法人が農業経営を目的として、農地の権利を取得（買ったり、借りたりすること）するためには、農地のある市町村農業委員会において、農地法に基づく許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、農地法第２条第３項に規定されている農業生産法人要件を満たすことが必要です。

農業生産法人の要件は「**法人形態要件**」「**事業要件**」「**構成員要件**」「**業務執行役員要件**」の４つがあります。この要件は、設立の時に満たされるだけではなく、設立後も満たされていることが必要です。農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後３か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられています。

なお、農事組合法人の場合は、農業協同組合法（農協法）によって、事業内容の限定や構成員、業務執行役員の資格などが定められており、これらの要件にも注意することが必要です。

１．法人形態要件

次のいずれかであること

① 農事組合法人(出資制に限る＝２号法人)
② 合名会社
③ 合資会社
④ 合同会社
⑤ 株式会社（非公開会社に限る＝株式譲渡制限会社）

２．事業要件

農業生産法人が取り組む事ができる事業は、①**農業（農畜産物の生産・販売）**及び②**農業に関連する事業**が法人の主たる事業で、その他の事業も行うことができます。

農業関連事業とは、法人の行う農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つものであり、農畜産物の製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業が認められています。

なお、法人の生産物に他の農家等の生産したものを加え加工・販売（ファームレストラン、直売所など）・運搬・貯蔵することは農業関連事業とは認められますが、法人が生産していない農畜産物を他の農家等から集め、加工・販売・運搬・貯蔵することは農業関連事業とは認められないことになります。

ファームイン（農家民宿）については、これまで農業と一次的な関連があるとみなされないため、「農業関連事業」ではなく、法人の行う農業及び農業関連事業が事業全体の売上高の過半を超えている場合に、「その他事業」として行うことが認められていました。

特例として、構造改革特別区域制度により、農業分野においても、農村地域の豊かな地域資源等を活かして農村滞在型余暇活動を促進することにより地域の振興を図るとともに、農業生産法人の農業生産の安定発展を図ることができるようにするため、農業生産法人の行う農業関連事業の範囲を拡大する措置が15年10月1日より講じられていました。平成17年9月1日から、この制度が全国展開され、農業生産法人が行うことができる農業関連事業として、「主として都市住民の農業体験その他の農業に対する理解を深め

るための事業」が追加されています。

農業生産法人が行う事業範囲として、経営の多角化を通じた経営の安定・発展、雇用労働力の周年就労の確保等に資するよう、農業以外の事業についても、法人の主たる事業が農業（農業関連事業を含む。）という範囲で実施できることとなっています。

これらの農業以外の事業（その他事業）については、原則として制限はありませんが、地域の状況等からみて実施することがふさわしくないと考えられる事業を計画している場合は、事前に地域における協議会において話合いを行うよう指導することとされています。

会社法人における農業生産法人の事業要件

① 農業 ② その農業に関連する事業 自社の農業生産に関連する事業全般 農畜産物の製造・加工・貯蔵・運搬・販売・農業生産資材の製造、農作業受託など 自社の生産販売を補完するための他からの仕入販売も関連事業とみなされる ③ 農業と併せて行う林業	農業の売上高（①+②+③）は、法人事業全体の売上高の過半を占めること ※主たる事業の判定は直近3カ年の売上高で行う（異常気象等により、農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合は、当該年を除く。）
④ その他の事業 農業以外の事業でも可 (例)民宿、キャンプ場、造園、除雪等	（売上高の１／２未満）

農事組合法人における農業生産法人の事業要件

① 農業
② その農業に関連する事業
1)農畜産物を原材料とする製造又は加工
2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
3)農業生産に必要な資材の製造
4)農作業の受託
③ 農業と併せて行う林業
④ 共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
⑤ ①～④に附帯する事業

附帯事業とは、「主たる事業に附帯して行われることが相当と認められる事業であり、具体的には、所有する機械施設の余剰稼働力を活用した事業等」とされています。自己の行う農業及び農業関連事業に必要な機械施設を利用して行う農業土木、造園、除雪等がこれにあたります。

※農事組合法人の事業は、原則「組合員の農業経営に関する事業」に限定されるので福祉事業や廃棄物処理事業、カラオケボックスなどのレジャー事業など農業に関係のない事業は行えません。

※会社法人と同様に農業の売上高が法人事業全体の売上高の過半を占める必要がありますが、実質的な影響はありません。

《農業に関連する事業》

法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの	
事業の種類	事業範囲の具体例
農畜産物を原材料又は材料として使用する製造又は加工	○畜産食料品の製造 ○野菜缶詰･果実缶詰･農産物保存･食料品製造 ○精穀･製粉 ○餅･味噌･パン･菓子製造 ○動植物油脂製造 ○製茶 (例)ミカン生産する法人が自己の生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを原材料にジュースを生産する場合など
農畜産物の貯蔵･運搬又は販売	○普通･冷蔵倉庫による貯蔵 ○トラックによる運搬 ○農畜産物の卸売 ○食肉の小売 ○米･野菜･果実の小売 (例)ミカン生産する法人が自己の生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを貯蔵･運搬又は販売する場合など
農業生産に必要な資材の製造	○肥料の生産 ○飼料の生産 (例)肉用牛の一貫経営を行う法人が自己の肉用牛の飼育に使用する飼料に加え、他の畜産農家へ販売のための飼料の製造を行う場合など
農作業の受託	○稲作の基幹作業の受託 (例)水稲作を行う法人が自己の水稲の刈取作業に加え、他の農家の刈取作業の受託を行う場合など
レストランの設置運営	○バーベキューハウス施設 ○ステーキハウス (例)法人で生産した米を使ったおにぎりや生産した肉を使って他から仕入れた米、パンや野菜等を添えたステーキ等を販売するレストラン等の設置運営をする場合など
直売施設の設置運営	○野菜･果実･花などの直売 (例)法人で生産した農畜産物及び他の農家が生産した農畜産物を直接消費者に販売する施設の設置運営をする場合など

《付 帯 事 業》

主たる事業に付帯して行うことが相当と認められる事業	
事業の種類	事業範囲の具体例
民宿	自己の行う農業及び関連事業に必要な宿泊施設において人を宿泊させること
農業土木	自己の行う農業及び関連事業に必要な機械･施設を使用し、土木作業を受託して行うこと
造園	自己の行う農業及び関連事業に必要な機械･施設を使用し、庭石等の運搬、定置等を行うこと なお、自己の生産した花き、苗木、芝生に加え、他の農家等の生産した農畜産物を販売、運搬、定植することは関連事業となる
水田養魚	米の生産調整の方法として一次的に水田に水を溜め、鯉等の養殖を行うこと
研修（教育・職業訓練）	自己の行う農業及び関連事業に必要な施設において農業技術の技能講習等を行うこと なお、雇用した者に対して行う農業技術の技能講習等は法人の事業要件の問題ではない

３．構成員要件

農業生産法人の構成員（出資者）が全て次のいずれかに該当する必要があります。

会社法人	① 農地等を提供した個人 ② 常時従事者 原則として年間150日以上 法人の農業と関連事業への従事が対象（企画管理労務も含む） ③ 地方公共団体、農地保有合理化法人、農業協同組合、農業協同組合連合会 ④ 農作業を法人へ委託している個人 ⑤ 継続的取引関係を持つ個人・法人※ 法人から物資の供給を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者 農業生産法人、食品加工業者、生協・スーパー、産直契約する個人、農産物運送業者など 農商工連携事業者等 ※３年以上の取引契約を書類で締結することが必要 <議決権の制限> ・⑤の合計は、総議決権の１／４以下であること ・法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合は、総議決権の１／２未満まで緩和 ・法人が認定農業者の場合は、農業関係者以外の者の議決権は１／２未満まで緩和 「農商工連携事業者等」とは ①食品流通構造改善促進法の認定を受けた計画に従って食品生産製造等連携計画事業を実施する食品製造業者等又食品製造事業協同組合等 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って農商工等連携事業を実施する中小企業者 ③農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って生産製造連携事業を実施するバイオ然料製造業音又は事業協同組合等 ④米穀の新用途への利用の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って生産製造連携事業を実施する製造事業者又は促進事業者

農事組合法人	① 農地の提供者 ② 常時従事者 原則年間150日以上従事 ③ 農地保有合理化法人、農業協同組合、農業協同組合連合会 ④ 該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者（個人）又はその事業の円滑化に寄与する者 産直の消費者、特許・実用新案権等の提供者 <議決権の制限> みなし農民及び④の総数は、総組合員数の1／3を超えてはならない。 ※みなし農民とは、組合員が農民でなくなったり組合員が死亡しその相続人が農民でない場合に農民とみなし組合員資格を有すること ※組合員資格において「農民等で定款で定める者」とあるのは、「農民等」かつ「定款で定める者」と解釈する。「定款で定める者」とは、地区の限定や野菜農家、一定面積以下の農家など農民の範囲を指している。

<議決権の制限>

議決権とは、法人の最高議決機関である社員総会、株主総会、組合員総会において、行使できる権利で、合同会社又は株式会社は、１口（株）１票が原則とされています。また、農事組合法人については、１人１票とされます。

1)会社法人の構成員議決権制限

農業関係者	継続的取引関係者
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	他の農業生産法人 ｽｰﾊﾟｰ・食品産業 産直契約する個人 農産物輸送者など

総議決権の3/4以上　　総議決権の1/4以下

構成員に農商工連携事業者等がいる場合（特例）

農業関係者	継続的取引関係者	
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	農商工連携事業者等	農商工連携事業者等以外の者

総議決権の1/2以上　　総議決権の1/4以下

総議決権の1/2未満

農業生産法人が認定農業者の場合（特例）

農業関係者	継続的取引関係者	
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	【農業関係者】 他の農業生産法人 産直契約する個人　など	【農業関係者以外】 ｽｰﾊﾟｰ・食品産業 農産物輸送者 など

総議決権の1/2以上　　総議決権の1/2未満

2)農事組合法人の構成員議決権制限

農事組合法人が農業生産法人である場合は、農協法による議決権の範囲内となります

農地の提供者 常時従事者 農地保有合理化法人 農業協同組合、農業協同組合連合会	役務の提供者、物資の享受者（作業委託農家、産直を行っている個人等） その事業の円滑化に寄与する者 みなし農民
総議決権の2/3超	総議決権の1/3以下 （農業協同組合法第72条の10）

常時従事者とは

①その法人の行う農業に年間150日以上従事すること

②年間150日に満たない者にあっては次により算出された日数以上

構成員1人当りの平均労働日数の2/3以上、最低でも60日以上であること

該当構成員の労働日数≧法人の年間総労働日数÷構成員数×2/3≧60日

③年間60日に満たない者にあっては、次により算出した日数以上

その法人に農地等を提供しており、かつ、②式により算出された日数又は次式で算出された日数のいずれか大である日数以上であること

その法人の農業に必要な年間総労働日数×該当構成員の農地等提供面積÷その法人の農地等面積

４．業務執行役員要件

業務執行役員とは、取締役（会社法人）、理事（農事組合法人）の者を指します。業務執行役員の要件は、耕作者主義の観点からは、農業（農業関連事業を含む。）に常時従事する構成員が業務執行役員の過半（定数でなく実数で判断）を占め、さらにその過半が農作業に一定日数（原則60日以上）従事しなければならないとされています。

＜会社法人＞

① 取締役・業務執行役員の過半が法人の農業（関連事業含む）の常時従事者（原則150日以上）であること

② ①に該当する役員の過半が、原則年間60日以上農作業に従事すること

＜農事組合法人＞

① 理事の過半が労働を提供する組合員であり

② ①に該当する理事の過半が、原則年間60日以上農作業に従事すること

③ 理事は農民である組合員のみ

※「農作業」とは、耕起、整地、播種、元肥、追肥、除草、防除、収穫など耕作や養畜に直接必要な作業をいいます。帳簿の記帳や配達・集金等は含まれません。

出資者以外の者が農業生産法人の業務執行役員になれるのか

有限会社や株式会社の場合、会社法により社員（株主）以外の取締役（員外役員）が認められているので、業務執行役員要件が満たされていれば、社員（株主）以外の者が業務執行役員（取締役）になることは可能です。

一方、農事組合法人の場合は、農協法により農民である組合員以外の者が業務執行役員（理事）になることはできません。

【会社法人の例】

5．農業生産法人の認定

農業生産法人を設立しようとする場合は、農協法、会社法に基づく法人設立手続をし、さらに市町村農業委員会に農地（採草放牧地を含む）の権利移転（取得）についての許可申請を行います。

農業委員会は、当該法人が農業生産法人の要件を満たし かつ農地法の規定に照らして許可相当と認めた場合に農地の権利移転を許可することとなります。すなわち、農業委員会が農地の権利移転を許可することで農業生産法人として認められます。

6．農業生産法人の報告義務

農業生産法人の要件は、農地の権利取得をした後も満たされていることが必要です。農地の権利を取得した後も要件に適合していることを確認するため、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に事業の状況等を農地等の所在地を管理する農業委員会に対して報告することが定められています。